

政策検討会議の取組例

①基本計画議決条例の解釈・運用を担当

奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決すべき事件として定める条例(平成20年7月11日奈良県条例第10号)

この条例は、県行政に関する基本的な計画等の策定等を議会の議決すべき事件として定めることにより、計画の段階から議会が政策の実現に向けて積極的な役割を果たし、もって県民の視点に立った総合的かつ計画的な県行政の推進に資することを目的とする。

「奈良県の県行政に関する基本的な計画等を議会の議決すべき事件として定める条例」に係る議案の取扱いについて (平成20年11月28日各派連絡会決定、平成21年12月9日一部改正)

原則として議案として提出予定の定例会の前定例会の1ヶ月前までに議会に報告させる。

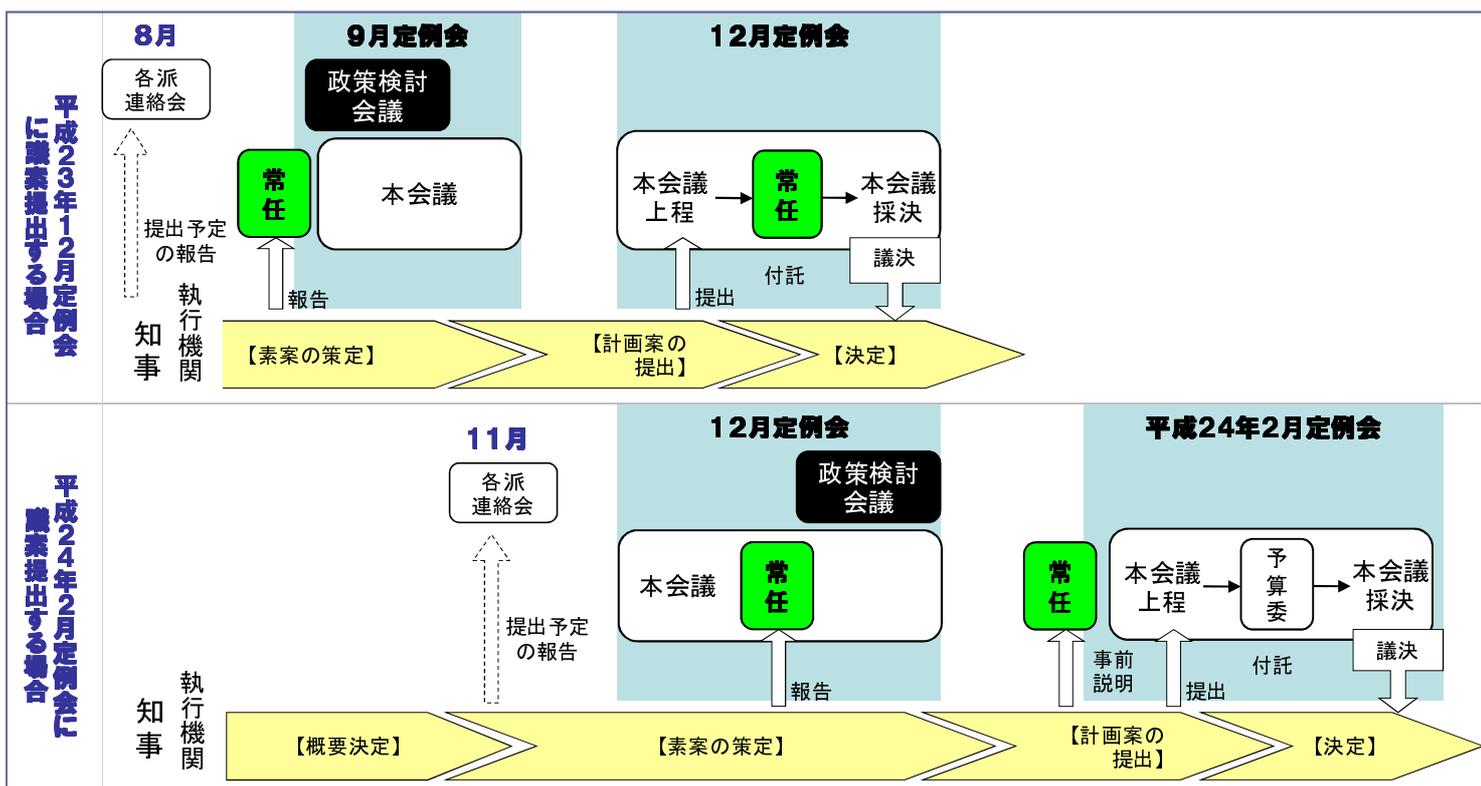
↓
議会に報告のあった計画について、当該基本計画議決条例に係る除外事項に該当するかどうか等を各派連絡会で判断する。

↓
各会派等から、執行部に対し議決対象の基本的な計画に係る資料の提出及び説明を求めることができるとともに、意見を述べられるものとする。

↓
政策検討会議における議論を通して、計画に関する論点、争点を明らかにすることにより、委員会審査、本会議審議の活性化を図る。

政策検討会議の役割：「委員会審査の活性化」

(案)



②請願、陳情等の誠実処理を目指して

奈良県議会基本条例（平成22年12月14日奈良県条例第13号）

第10条 議会は、次に掲げる方法等により、県民の議会活動への参加を推進するものとする。

- 一（略）
- 二 請願及び陳情等が提出されたときは、これらを県民等による政策提案としてとらえ、誠実に処理すること。
- 三（略）

○参考意見の送付

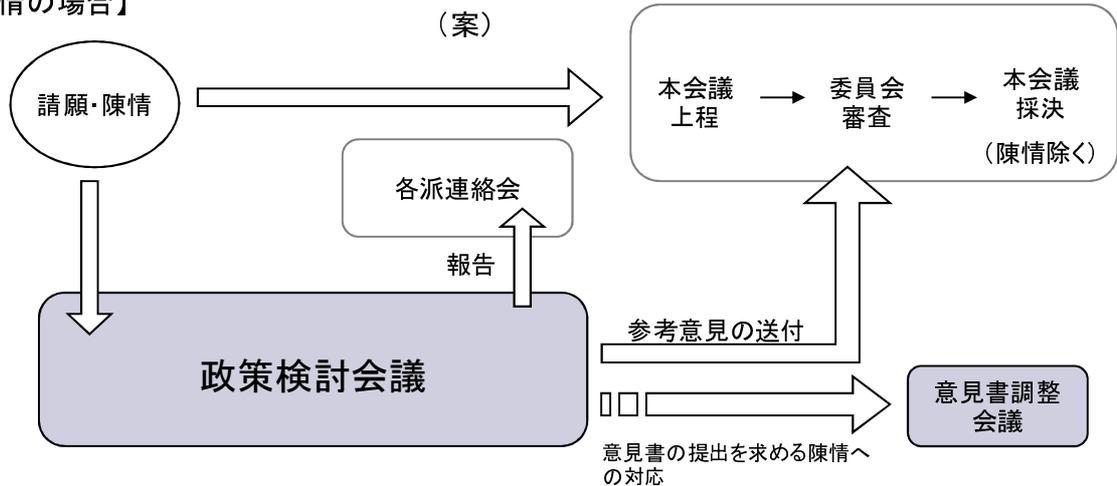
- ・全国的な状況等、資料収集
- ・執行部へ資料請求（現在の状況、今後の対応方針）
- ・審査の手続き（スケジュール等）

○意見書の提出を求める陳情等への対応検討

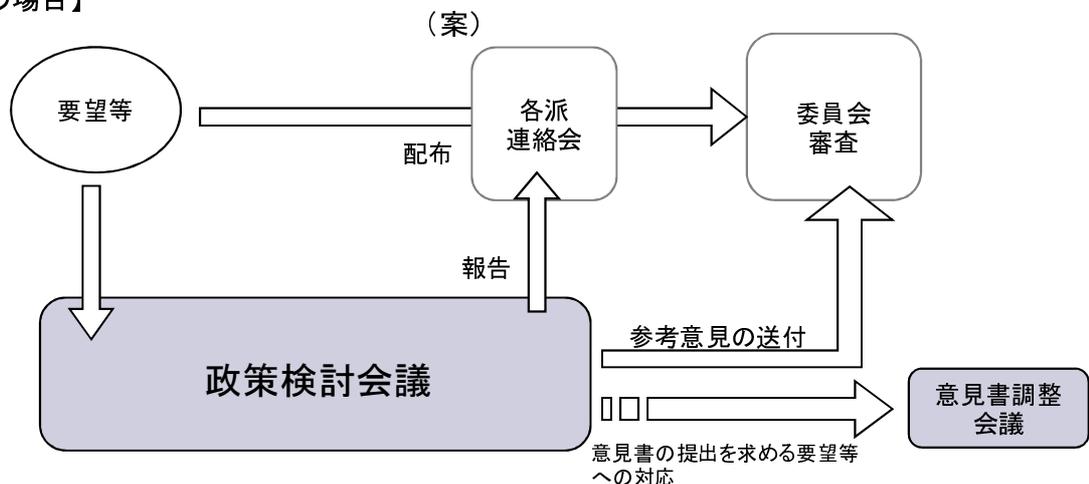
- ・意見書調整会議へ参考意見の送付
- ・意見書案の発案

政策検討会議の役割：「議会の広聴」「委員会審査の活性化」

【請願・陳情の場合】



【要望等の場合】



③政策立案・政策提言に向けて

奈良県議会基本条例（平成22年12月14日奈良県条例第13号）

第15条 議会は、議案の提出、決議等を通じて、積極的に政策立案及び知事等に対する政策提言を行うものとする。

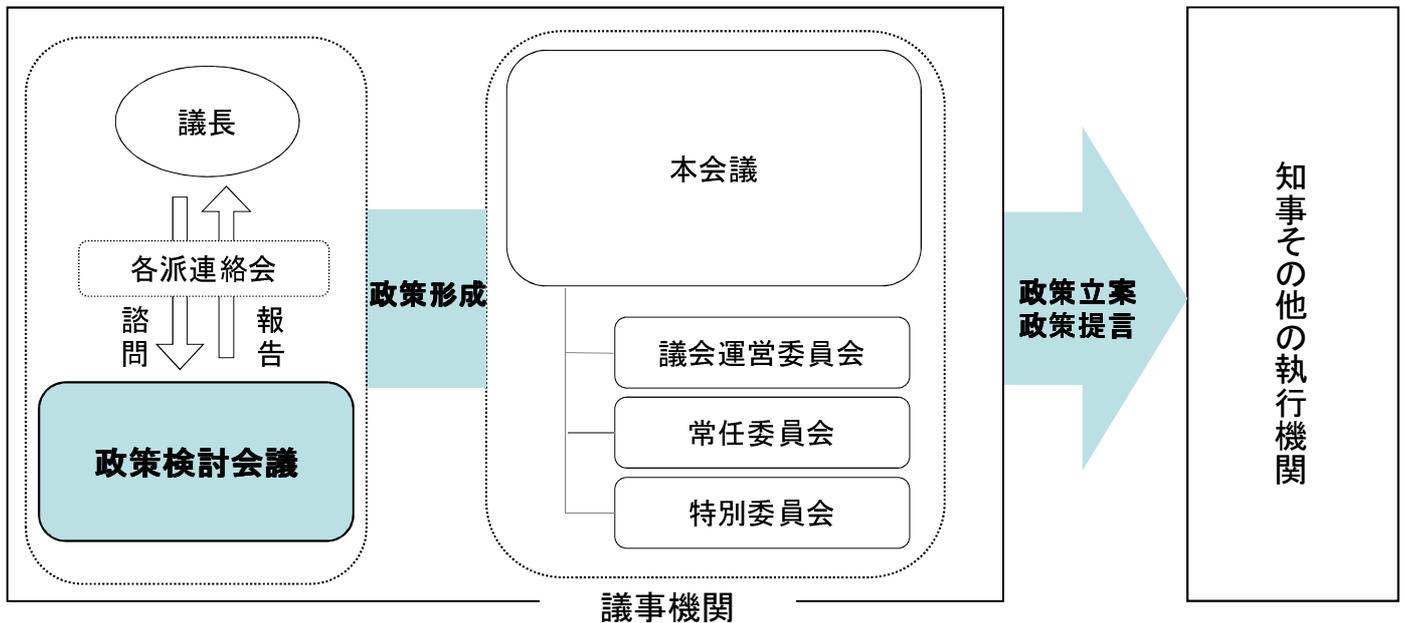
政策検討会議は、政策立案・政策提言などの議会の機能を強化するため、次の役割を果たす。

- ① 議員間討議の礎となり、議会の政策形成能力を支える。
- ② 県政の重要事項に係る調査研究を通して、委員会活動をサポートする。

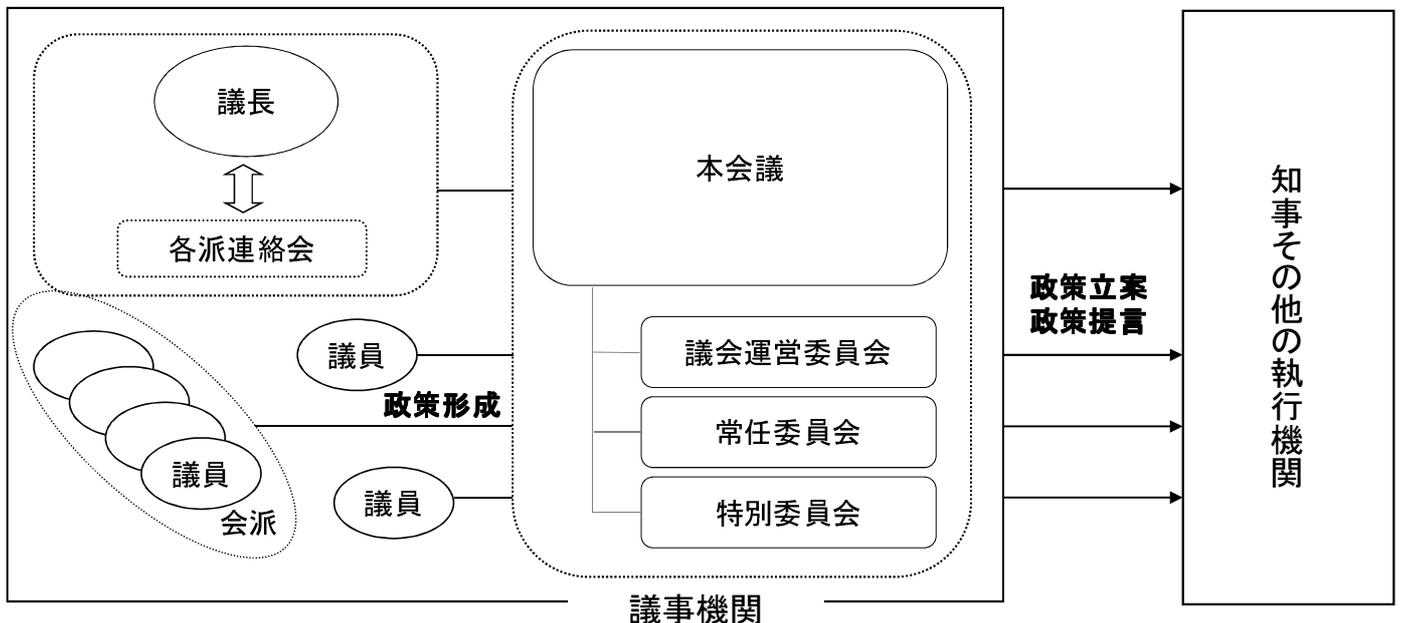
↓

県政の課題に関して政策立案、政策提言を検討（例えば、エネルギー政策について議論 等）

政策検討会議の役割：「政策立案機能の強化」



(これまでの議会)



④行財政運営のマネジメントサイクルを監視

奈良県議会基本条例（平成22年12月14日奈良県条例第13号）

第14条 議会は、知事等の事務の執行が適正かつ公平に、及び効率的に行われているか監視し、並びに知事等の事務の執行及び成果について評価するものとする。

（取組例）

決算報告の調査・分析や、審査結果の検証を行うことで、予算審査の充実を図る。

決算と予算の一体的な審査のための仕組みづくりを検証する。

政策検討会議の役割：「監視評価機能の強化」

